

令和8年度里山広葉樹林利活用検討調査業務 提案書作成要領

広島県が実施する「令和8年度里山広葉樹林利活用検討調査業務」（以下「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザル参加者が提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

公募型プロポーザル参加者は、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び「令和8年度里山広葉樹林利活用検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を確認のうえ、この要領に基づき、必要な資料を提出するものとする。

1 企画提案時の提出書類（各正本1部、副本5部）

- (1) 本業務企画提案書（3年分の提案を記載してください。）
- (2) 見積内訳書（3年分の見積を提出してください。）

2 作成要領

- (1) 用紙は、原則A4版両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。
ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- (2) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (3) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本5部には、法人名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務の実施体制図などには、プロポーザル参加者名を「当法人」として記載すること。
- (4) 企画提案書作成に当たっては、「令和8年度里山広葉樹林利活用検討調査事業公募型プロポーザル評価基準」（別表）にある内容について記載すること。
- (5) 業務委託見積書【任意様式】
 - ア 見積書のあて先は、「広島県知事」とすること。
 - イ 本業務に係る所要経費をすべて見積もること。また、見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。
 - ウ 消費税及び地方消費税を含めた総額を記入すること。

3 審査方法、最優秀提案者の決定について

本業務に係る公募型プロポーザル選定委員会が提案書を審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として選定する。

令和8年度里山広葉樹林利活用検討調査事業
公募型プロポーザル評価基準

項目	記載要領及び評価項目	配点	係数	評価値
1 実施体制	本事業を効果的・効率的に実施するための人的配置、課題等の整理・分析を行う組織的な管理体制がとられているか。	5	4	20
2 遂行能力	里山広葉樹林の資源把握等に関する知見や業務実績を有する者が配置されているか。	5	2	10
3 実施内容	本事業の目的を理解した上で、企画提案書を作成しているか。	5	4	20
	提案に妥当性・具体性があり、効果的な提案がされているか。	5	6	30
	スケジュールは適切に計画されているか。	5	2	10
4 経費見積	経費の内訳が明確であり、妥当な業務価格か。	5	2	10
合 計		100 点		

※最低基準点は60点とする。

評価項目を評価内容により5段階評価し、係数に乗じた数値の合計値を評価値とする。

評価基準

配点	1	2	3	4	5
評価	劣っている	やや劣っている	普通	優れている	非常に優れている